

第3回田原市立地適正化計画策定委員会

議事要旨

【日時】

平成31年1月22日（火） 14時00分～15時30分

【場所】

田原市役所 300会議室（北庁舎3階）

【次第】

1. 議題

(1) 田原市立地適正化計画（案）について

- | | |
|------------------------|-----------|
| ①第1回第2回会議からの修正事項 | 資料1 |
| ②都市機能誘導区域（設定方針・範囲）について | 資料2 |
| ③誘導施設について | 資料2、資料2-1 |
| ④公共交通ネットワークについて | 資料3 |

2. その他

議事録

1. 議題	
①第1回・第2回会議からの修正事項・・・資料1	
事務局	資料説明
白井委員	全部にかかる表現になるが、「拠点」は都市マスでは田原市街地が都市拠点、福江市街地が準都市拠点、赤羽根市街地が市街地拠点となっていて、立地適正化計画では違う表現になっており、また、P.141では中心拠点と地域生活拠点とも表記されていてわかりにくい。
事務局	立地適正化計画では中心拠点と地域生活拠点の区分としている。前回委員会のご意見を反映させて本市では都市マスの表現と近づけるために中心拠点、赤羽根拠点、福江拠点としています。
白井委員	都市マスもこの計画もH47を目標としてめざしているため、同じ表現であるほうがよいのではないか。
会長	P.141は、国の手引きを引用しているだけなので、これでよいのではないか。
白井委員	地域生活拠点が赤羽根や福江のことを示しているのかわからない。みなさんが読んでわからない計画ではよくない。国の説明等は紹介しないで、市の考えだけを示して言い切ってもいいのではないか。
事務局	準都市拠点がどこの拠点であるかがわかりにくいこともあり、前回委員会資料の第2部P.90立地適正化計画に関する基本的な方針の第1章4.目指すべき都市の骨格構造にも整理しています。

白井委員	都市マスの図面にも拠点名が示してあるので、その表現にあわせて直せばいいのではないかと。前回の策定委員会ではカッコで書いてあった。
事務局	P.92にご指摘のと通りの区分けをしています。
会長	立地適正化計画は都市マスの一部で、高度化版であり、一緒に改定している自治体もある。以前作った都市マスと変わらない場合はそのままでいいが、田原市は都市マス策定時は立地適正化計画を作らない前提であった。都市マスは市街地の拡大志向であり、立地適正化計画とはズレがある。本来では一緒に改定して、立地適正化計画と都市マスをあわせていく必要がある。
川崎委員	居住誘導区域は今後含めていくということで、古田地区は拡大候補地として示されていたが、今回ははっきりと削除されている。都市再生特別措置法第81条に基づいて市街化調整区域は該当させないという理由なのか？
事務局	この計画については、市街化区域にどのように人を住ませるかを検討しています。
川崎委員	福江の古田地区は、新規市街地拡大候補地として都市マスに示されているし、前回の会議資料には新規市街地拡大候補地となっていたが、今回は削除されている。都市マスとの整合性がとれていないがよいのか？
事務局	都市マスの考えがなくなったわけではないが、立地適正化計画で市街地拡大について説明するのは難しいという考えから、今回は外しています。
川崎委員	都市マスに示されていることは、有効であると考えていいのか？
事務局	有効であります。
川崎委員	渥美地域は将来的に人口が5千人減と見込まれている。その大きな理由として若い人が将来に対して悲観的になっている。浸水地域の問題もあり、子どもの将来を考えると田原地区等に転出している。住民の不安を考えると、古田地区が市街化調整区域ということで削られるのは法律上やむを得ないのかもしれないが、何らかの方法で若い人たちが居住できる施策を講じなくてはいけないのではないかと。 小中学校の統廃合の問題も大きい。地域住民が納得したから仕方ないとしても、行政に協力する考えで賛成した面もあるので、配慮してほしい。
事務局	今回は市街化区域内の計画ということで外しましたが、市の施策としては今後ショップレイの計画に合わせて古田地区の需要について検討していく考えであります。
会長	5年を目途に見直す計画であるため、市街地への編入があれば、その時に反映できる。古田地区については、市も前向きに考えられているということでよいかと思う。 また、P.99の表現がわかりにくい。「本市に該当」は不要ではないか？
②都市機能誘導区域（設定方針・範囲）について・・・資料2	
③誘導施設について・・・資料2、資料2-1	
事務局	資料説明
会長	都市機能誘導区域の指定の考え方と、そこに含める誘導施設の説明であったが、

	誘導施設の施策を具体的に考えているのか？
事務局	新たに住んでくれる方に最大で 80 万円出す制度があるが、それを誘導区域に優先する等の施策は検討中です。
会長	補助金を使って具体的な誘導施設をつくる案があるわけではないのか？
事務局	固定資産の減免等、財政課と調整中です。
会長	立地適正化計画には助成制度がたくさんあるが、今のところ、届出をさせることぐらいしかない。
白井委員	P. 148 にスーパーマーケットとあるが、ドラッグストアで肉も野菜も売っている。渥美もそう。赤羽根も。ドラッグストアも記述すべきではないか？ ④医療施設に病院とあるが、20 床以上という規定がある。診療報酬の関係で 199 床だと診療所扱いとなる。ここではただ単に病院となっており、定義が明確でない。
事務局	20 床以上を病院としています。
白井委員	渥美病院は 200 床以上あり、診療報酬が異なるので基準を明確にするべきではないか？
事務局	カッコ書きで説明を加えれば分かりやすくなるかと思います。
白井委員	m ² についても。なぜ 500 m ² とするのかの基準も明確にするべき。
会長	建築基準法とリンクしているわけではないが、m ² の出し方等はそれにあわせてもいい。
川崎委員	地域包括支援センターは、渥美にはどこにあるのか？
事務局	福寿園の花の里にあります。
川崎委員	誘導するという表現が多く出てくるが、誘導というのはどう捉えればいいのか？新たに誘導する場合は区域内に設置するよということか？
事務局	福江の支所は市街化調整区域にあるので、ショップレイに今後入れる施設を検討するものもあり、市街地の拡大ができればそこに支所を誘導することもあります。今後あるべき利便性の高い市街化区域として必要な施設を今後検討していきます。
白井委員	誘導のための施策があるべきだが、届出制度だけでは、市や国としてこういうものがあると示されないと絵に描いた餅になる。
事務局	一緒にお渡しできればよかったが、資料 1 の目次にあるように、次回の委員会で、施策や数値目標を示す予定です。
伊藤委員	病院の話があったが、二次医療が誘導施設なのか、20 床以上なのか、どちらか？
事務局	渥美病院を維持するという意味で中心拠点の誘導施設としています。
伊藤委員	病院は誘導施設でないということか？例えば拠点以外に病院が出てくる場合の扱いはどうなるのか？あくまでも 20 床以上の病院とするのであれば、P. 147 の表現を変えるべき。 地域包括センターは中学校区毎にある認識だが、拠点以外の調整区域にあるセンターを建て替えるときには届出が必要になるため、誘導施設に入れたいほうがよいのではないか？

	<p>P. 124 の誘導施設の凡例が見づらい。P. 145 の小分類ごとに凡例を載せてはどうか。小中学校は外すといっているが、図にはある。どれを維持していくのかわからない。大分類を系統別に色分けして見せるとよいかも。</p> <p>バス停が緑色の丸だが、金融機関の色と分かりづらいため、単純な白抜きの丸でもいいのではと思う。</p>
会長	<p>P. 148 の病院の書き方は再検討したほうがよい。</p> <p>地域包括センターは、他市では載せていないし、田原市でも誘導施設として載せないほうがよいと思う。</p> <p>市の都市機能誘導区域の指定範囲が広すぎるのではないかと？居住誘導区域に対して全体で 54%、田原市街地は 58%。全国事例のデータを持っているが、田原のように 3 か所の指定で 20%程度が普通の値である。鶴岡市は人口 25 万人以上で都市機能誘導区域は 180ha。田原市は 300ha 以上でありそれは広すぎると思う。既存施設をできるだけ区域内に入れるために円を描いているようだが、実際にはなるべく絞っていく必要がある。一方、誘導する施設は絞り気味となっている。</p> <p>福江の都市機能誘導区域はもう少し絞ってはどうか？500m で円を描いているが、縮められないか？</p> <p>田原の中心市街地だけでも広すぎる。それににぎわいエリアが追加された理由もわからない。思想がわからない。</p> <p>落とし所の数字をみながら区域を絞らないと、かえって不便になる。再考してもらいたい。</p> <p>金沢の都市機能誘導区域は 54% で広いが、それは居住誘導区域を絞っているから。</p> <p>何でも建てる計画ではなく、コアをつくるべき。今の計画はコンパクトじゃない。歩いて暮らせるまちづくりからかけ離れているため、再考してもらいたい。</p>
④公共交通ネットワークについて・・・資料 3	
事務局	資料説明
白井委員	資料 3 の 2 では公共交通会議で検討し、3 では立地適性化計画の中で検討すると書いてあるが、この部分は、立地適正化計画から外してもいいのでは？
事務局	地域公共交通網計画を知らない人もいるので、ここで紹介しておきたい。
白井委員	地域公共交通網計画と立地適正化計画との関係について表現がわかりにくい。
会長	地域公共交通網計画と立地適正化計画が近いところであるため、ご存じの方も多し。地域公共交通網計画を作らない自治体もあり、本来は立地適正化計画とセットになっていないと機能しないが、2 つ作ることが限界となっている。作っていることをアナウンスする必要がある。
事務局	目標でも地域公共交通網計画と相まって一緒にやっていくことを示す予定であり、外さずにここに表現しておきたい。
会長	両者が関係していることを表現してもらえばいい。
彦坂委員	図についてであるが、赤羽根から宇津江に抜けるスクールバスは描けないのか。

事務局	この図は概念図である。赤羽根からサンテパークまで黒点線で示したものがそうであり、スクールバスと示します。
会長	この概念図には、立地適正化計画が考えている施設以外のものが多いため大変かと思うが、立地適正化計画では施設を集約して強いコアを作る必要がある。意見を反映させつつ次回会議に諮るということでよろしいか？では、みなさん御賛同いただいたということで、もう1回会議をよろしくお願いしたい。
2. その他	
事務局	次回の第4回策定委員会は、3月8日（金）10時からを予定しています。
閉会挨拶	
会長	以上をもって第3回策定委員会を閉会する。

以上